

## ○愛知淑徳大学公益通報に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知淑徳大学（以下、「本学」という。）の業務に関し、法令、もしくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図るために必要な体制を整備し、もって本学の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報者)

**第2条** 本学の教職員（派遣職員、業務委託職員等を含む）は、法令違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を行うことができる。

(窓口)

**第3条** 公益通報等を受付ける窓口を「総務事務室」（以下「担当事務室」という。）に設置する。

(通報の方法)

**第4条** 公益通報等は、電話・電子メール・FAX・書面及び面会とし、匿名の通報の場合は、当該通報に信ずるに足る相当の理由・証拠等があるものに限りこれを受け付けることができる。

(禁止事項)

**第5条** 教職員は、不正の利益を得る目的、本学又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

**第6条** 担当事務室は、教職員から公益通報等があった場合は、学長に報告するとともにその公益通報者に対し、速やかに通報を受け付けた旨を通知し、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(公益通報等の調査)

**第7条** 担当事務室は、公益通報の調査のために必要な場合は、調査委員会を置くことができる。

2 調査にあたっては、通報者個人を特定する情報については本人の同意ある場合を除き、その秘密を保持しなければならない。

(是正措置等)

**第8条** 学長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 担当事務室は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った教職員に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該教職員の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

**第9条** 本学は、教職員が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

2 教職員は、他の教職員が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

(雑則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、必要な手続きは別に定める。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。